

令和3年度下田市職員出前講座メニュー

申込・問合せ先 企画課企画調整係 ☎2212

市民の皆さまが知りたい、学びたい内容を市役所の職員が出向いてお話をします。出前講座です。

対象 小学生以上で市内在住、在勤又は通学されている5名以上の団体

※ 小中学校での申込み可

開催日時 土日祝日、12月28日から1月4日までを除いた日の9時から21時までの間で、1講座2時間まで。

開催場所 市内の公の施設、地区集会場などの会場を受講者の方で用意してください。

申込方法 希望する日の2週間前までに申込書を提出してください。

料金 講師の派遣や資料は無料（施設借上料や有償資料代などは受講者負担）

実施できない場合 政治、宗教、営利を目的とする集会などの場合 ※意見やご要望をお聞きする場ではありませんので、ご了承ください。

NO	講座名	講座の内容	担当課
1	マイナンバー制度について	マイナンバー制度	総務課
2	市の家計簿	市の財政状況	財務課
3	下田市の行財政改革	今後予定している行革の内容、進捗状況	
4	暮らしの中の税	各種市税の課税の仕組みや納税等	税務課
5	家庭でできる防災対策	地震、津波等の災害に対する予備知識、防災対策	防災安全課
6	下田おもてなしプログラム	観光案内の要点、おもてなしの基本、地元の魅力再認識	観光交流課
7	観光づくりについて	市の観光の現状とその振興施策	
8	ロケーションサービスで下田をPR!	下田市ロケーションサービス (取組内容、受入実績、活用方法)	
9	下田市の農業について	農業制度等	産業振興課
10	景観を活かしたまちづくり	下田まち遺産、下田市景観計画	建設課
11	木造住宅住宅耐震化のススメ	TOUKAI-Oの取組、耐震改修促進計画	
12	伊豆縦貫自動車道について	伊豆縦貫自動車道事業の進捗状況	
13	高齢者の在宅福祉事業について	市の高齢者の状況や在宅福祉事業制度 ※他の福祉制度も相談により対応可	福祉事務所
14	ゲートキーパー研修	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ見守る役割	市民保健課
15	国民健康保険の豆知識	国民健康保険制度の概要	
16	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度	
17	ご存知ですか？介護保険制度	介護保険制度の解説、介護保険の利用状況	
18	65歳からの介護予防のための健康・体力づくり	65歳からの介護予防のための総合的な健康・体力づくりのための講義・運動実技	
19	認知症サポーター養成講座	認知症の理解者であるサポーターの養成	
20	65歳ノート活用講座	健康寿命と65歳ノートの活用	
21	いきいき健康講座	食生活の改善、健康管理、生活習慣病予防等	
22	ゴミを減らしましょう!	ゴミの減量方法や収集・処理	
23	下田市の水道	水道の仕組み (水道水ができるまで、水道施設、水道料金)	上下水道課
24	下水道の歴史と役割	下水道事業の歴史と役割	生涯学習課
25	こんなにあります 市内の指定文化財	市内の指定文化財	
26	選挙の仕組み	公職選挙法に基づく各種選挙制度の概要	
27	リクエスト講座	メニュー以外の講座についても相談に応じますので、ご連絡ください。	

市営住宅の入居者を公募しています

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219

住宅名	上河内市営住宅	
所在地	下田市河内721-5	
構造	RC造 中層耐火5階建	
建築年度	昭和47年度	
部屋番号	112号	115号
階数	1階	1階
部屋の構造	3DK (49㎡)、和室×3 (6帖・4.5帖・3帖) キッチン、浴室 (風呂設備なし)、トイレ (洋式)	
家賃 (※1)	12,100円～13,600円	
入居可能予定日	令和3年7月1日 (木)	
備考	連帯保証人2人 (※2)、敷金3ヵ月 (入居時の家賃で算定) 共用施設等の管理費別途負担、風呂設備の設置費別途負担 駐車場なし、ペット不可	

※1) 家賃は目安です。毎年度、所得等に応じて見直しを行います。
※2) 連帯保証人は、入居者と同程度以上の収入を有する方。

申込資格

- ◎下田市内に住所又は勤務場所 (通勤) がある方。
- ◎申込者本人のほか同居しようとする親族がいる方。
- ※60歳以上や障害のある方等は、日常生活において支障がない場合に限り、単身入居でも申込みことができます。
- ◎現に住宅に困窮している事が明らかなこと。
- ◎市税を滞納していないこと。
- ◎申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ◎申込者及び同居者の所得によって入居の制限があります。

申込手続 申込用紙等は建設課都市住宅係窓口で配布します。期限までに必要書類を提出してください。

申込期間 令和3年4月26日 (月)～5月28日 (金)



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進と、市民や観光客の皆さまへの安心のため、感染拡大防止対策の実施を宣言いただいた市内飲食店事業者 (食品衛生法第52条許可を受け営業している事業者) の皆さまに「感染症拡大防止宣言の店」ステッカーを配布しています。

ステッカーの入手方法
申請用紙 (チェックリスト) に必要事項を記入し、市役所産業振興課・商工会議所・観光協会窓口のいずれかにご提出ください。用紙は市ホームページや、各窓口で配布しています。

利用にあたって
ステッカーは市内の飲食店等を対象としたもので、配布は原則1店舗1枚となります。

問合せ先
産業振興課地域経済促進係
☎2219
FAX 3910
☎2219
☎2219
☎2219
☎2219
☎2219



感染症拡大防止宣言の店
お店一覧はこちらから
店頭に見える箇所に貼付けていただき、感染症拡大防止策に取り組んでいることの周知にご利用ください。



下田市「感染症拡大防止宣言の店」
ステッカーの活用
宣言いただいた店舗のお名前を、
下田市ホームページで紹介いたします